

高第126号
令和5年5月2日

各高齢者福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

高齢者施設における感染対策について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることとなりました。高齢者施設については、位置づけ変更後も施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を当面継続としつつ、対応の一部を見直す予定です。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症にかかる当面の支援や留意事項等をまとめましたので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症にかかる支援制度

○次の支援については、当面の間継続いたします。

① 福祉サービス継続のための補助金

衛生用品の購入費用、消毒、清掃費用、介護人材確保のための費用（割増賃金、手当、職業紹介料など）など通常では想定されない人件費や衛生用品の購入費等を補助 ※

② 感染症対策指導

陽性者が発生した入所施設に対し、感染対策の専門家による感染拡大防止に向けた指導（施設内のゾーニング、サービス提供上の指導、個人防護具（PPE）の正しい着脱 など）を実施（主に Zoom）（感染発生前の事前指導も実施予定）

③ 施設間相互支援

陽性者発生時に、高齢者施設関係団体が事前に登録した支援可能施設から職員を派遣（感染発生施設に同一法人に他の施設から職員を派遣した際、派遣元の施設を支援します。）

④ 集中的検査（抗原検査キットの配布）

職員・利用者に陽性者が発生し、集中的な検査によりサービス継続を行う必要がある場合に、検査キットを配布（在庫がなくなりましたら終了となります。）

※補助金のうち、施設内療養を行う高齢者施設（入所）への支援（施設内療養者1名あたり最大30万円）については、県が実施するアンケート調査（令和5年3月31日付け 高第1447号）で、次の要件を全て満たすことが確認できた施設等が対象となります。

- ・医療機関の確保
- ・感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ・オミクロン株ワクチンの接種

令和5年4月1日以降に生じた助成額については、令和5年度に適用する基準単価の範囲外となり、上記の施設内療養を行う高齢者施設への追加補助（要件を満たす場合に1万円/日）については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円が限度額となります。

2 平時から感染発生時に備えた対策の徹底

○感染拡大の防止は、施設内での体調不良者、陽性者発生後、速やかに、正しい対応をすることが重要です。一方で、事前に対応事項を確認していなければ、こうした対応は困難です。

○職員の皆様に感染対策を徹底していただくため、感染症専門家による感染防止対策に関する講義を収録した動画を作成し、令和4年12月20日から公開しております。これらを用い、全職員を対象にした研修や職員の体調不良時、陽性者発生時を想定した訓練を実施するなど、感染対策の徹底をお願いします。

<動画は次のリンクをご覧ください。>

- ・ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>

3 施設内療養に備えた医療機関との連携構築

○施設入所者が陽性となり施設内療養となった場合に、医療提供を適切に行うため、あらかじめ、配置医、嘱託医、協力医療機関、近隣の医療機関に医療支援を依頼するなど、施設内療養者への医療支援体制を確保願います。

4 岐阜地域福祉事務所又は各県事務所福祉課等への報告と相談

○新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際には、各施設の所在地を管轄する岐阜地域福祉事務所又は各県事務所福祉課（以下「県事務所等」という。）にその旨の報告をお願いいたしていますが、5類への位置づけ変更後は必要ありません。

（5月8日（月）の報告を最後に終了します。）

○5月8日以降は別添「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」により、季節性インフルエンザなどと同様に感染状況等を保健所並びに県及び市町村の社会福祉施設等主管部局まで報告いただきますようお願いいたします。

○感染発生時の感染拡大防止、必要な物資や人員の確保、PPEの確保（在庫に限りがあります）などのご相談は、県事務所等又は岐阜市担当課にご相談ください。

○医療機関の確保に関する相談は県事務所等にご相談ください。（岐阜市を除く）

5 検査の実施

○施設内の感染状況の把握の遅れが、感染対策の遅れにつながり、利用者や職員へ感染が拡大し、クラスターに至る施設が多くみられます。県、岐阜市が実施する予防的検査や上記1④に記載した集中的検査は当面の間継続しますので、それらを利用するなどにより、施設内の感染状況を把握し、早期の対応につなげていただきますようお願いいたします。

6 地域の療養体制確保への協力

○次のとおり地域の療養体制の確保にご協力をお願いします。

- ・医療機関から退院して、施設に戻る利用者を速やかに受け入れていただきますようお願いいたします。
- ・上記の退院者の受入時には、PCR、抗原検査による「陰性」の確認は必要ありません。医療機関の指示に従って対応願います。
- ・利用者の体調不良時は、まずは配置医等にご相談ください。
救急車の要請に関して、緊急性がない場合は、救急車の要請を控えるなど、適切な利用をお願いします。なお、利用者の状態に緊急性が高く、救急搬送が必要な場合は、直ちに通報をしてください。
- ・位置付け変更後の療養期間等については、国の考え方を次に示しておりますのでご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/25564.html>

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	垣本	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 3468		
FAX	058-278-2639		